

家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年7月30日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第38号

家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則

家畜改良増殖法施行細則（昭和26年静岡県規則第15号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第5条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 委員会は、委員長、副委員長及び委員若干人をもつて組織し、委員長は経済産業部農業局畜産振興課長、副委員長は<u>経済産業部農業局畜産振興課技監</u>とし、委員は関係行政機関の職員及び学識経験者のうちからそれぞれ若干人を知事が命じ、又は委嘱する。</p> <p>4～7（略）</p>	<p>第5条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 委員会は、委員長、副委員長及び委員若干人をもつて組織し、委員長は経済産業部農業局畜産振興課長、副委員長は<u>経済産業部農業局畜産振興課家畜防疫対策室長</u>とし、委員は関係行政機関の職員及び学識経験者のうちからそれぞれ若干人を知事が命じ、又は委嘱する。</p> <p>4～7（略）</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。